

## 平成29年3月 教育委員会定例会会議録

### 1 開会の日時

平成29年3月24日（金）午前9時30分

### 2 出席委員

荒川由美子	委員長
小柳茂秀	委員長職務代理者
三浦溥太郎	委員
澤田真弓	委員
青木克明	委員（教育長）

### 3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大川 佳久
教育総務部教育政策担当課長	阪元 美幸
教育総務部生涯学習課長	高木 厚
教育総務部教職員課長	福島 淳
教育総務部学校管理課長	菅野 智
学校教育部長	伊藤 学
学校教育部教育指導課長	佐藤 昌俊
学校教育部支援教育課長	丹治 美穂子
学校教育部学校保健課長	藤井 孝生
学校教育部スポーツ課長	三橋 政義
中央図書館長	山口 正樹
博物館運営課長	佐藤 明生
美術館運営課長	佐々木 暢行
教育研究所長	武田 仁

### 4 傍聴人 2名

## 5 議題及び議事の大要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に小柳委員を指名した。
- 日程第5 議案第12号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成29年2月11日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

この時期、各学校現場では、各種の年間行事等も終了し、年度末に向けて仕上げの授業等を行ってまいりました。

3月3日には、本年度最後の市立学校長会議において、現年度の点検と次年度に向けての準備を怠らないよう訓示をいたしました。

次に、卒業式です。3月1日の総合高校を皮切りに、16日、17日の小学校を最後に、市立学校75校・園の卒業式が全て終了し、卒業生が新たな道へと巢立ってまいりました。委員の皆様にもご列席いただき、ありがとうございました。

4月からのそれぞれの小学生、中学生、高校生、大学生、社会人としての「新たな生活が実り多きものとなるよう祈っているところでございます。

次に、うれしい報告をさせていただきます。読書の習慣を身につけさせたいとの思いを含め、毎年、学校教育の中で読書感想文・読書感想画の制作に取り組んでいますが、本年度の読書感想画の中央全国コンクールにおいて、衣笠小学校の2年生女児が、低学年自由課題の部で優秀賞を獲得しました。全国1位と言える賞です。

また、長年、教育委員会として、「学校図書館研究会」と共同で読書感想文集を発行してきましたが、今回新たに読書感想文・画集として発行いたしました。記念すべき号で、上記の入賞作品を巻頭に掲載することができました。誠にうれしく感じております。

本日は、全ての市立学校で、本年度課程の修了式が行われています。学年末休業と学年初め休業を経て、4月5日からの始業式・入学式で新たな年度がスタートしていきます。

次に、2月15日から本日3月24日まで、38日間の会期で開催されている市議会第1回定例会についてです。

平成29年度予算審議を中心に、本会議における代表質問、個人質問、また予

算決算・常任委員会及び同分科会や教育福祉常任委員会で審議を重ねてまいりました。また、昨年9月に設置されました中学校完全給食実施等検討特別委員会も、会期中に2日開催され、ご審議をいただきました。

本日最終日、24日の本会議において平成29年度予算や改正条例が確定することになります。

最後に、次年度に向けての教職員の新規採用状況についてです。

3月13日月曜日に新規採用教職員及び管外採用教職員の説明会を行いました。本年度末の退職者が100名と多数に及ぶこともあり、平成29年度は82名の教職員が新たに採用されました。

教育公務員としての自覚を持ち、児童生徒はもちろん、保護者や地域からも信頼される教職員となるよう研修等も一段と充実させ、人材育成に努めてまいります。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第8号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』  
報告事項（1）『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

委員長 一括議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第8号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』及び報告事項（1）『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』説明いたします。

初めに、議案第8号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』説明いたします。

議案第8号をご用意ください。

規則の改正内容について順次ご説明いたします。

それでは、3ページをお開きください。

こちらの教育委員会事務局等事務分掌規則改正案の朱書きにより、順次説明させていただきます。

初めに、第2条（部等）の第2号中「学校保健課 スポーツ課」を「保健体育課」に改めるものでございます。

これは、学校における体育を除くスポーツに関する事務を市長部局へ移管することに伴い、「スポーツ課」を廃止し、「スポーツ課」で所管している学校体育と「学校保健課」で所管している事務を統合し、「保健体育課」を新設し、これにより「学校保健課」を廃止することによるものでございます。

次に、第7条 学校教育部 教育指導課の事務分掌についてですが、第5号及び第6号中の「(学校体育を除く。)」を削除するものでございます。

これは、学校の事務等の簡素化のために、一元化するための改正であります。

4ページをお開きください。

A3判のページでございますが、次に、同じく第7条の学校保健課とスポーツ課の事務分掌についてでございますが、先ほどご説明いたしました「保健体育課」の新設に伴い、事務内容を精査し、記載各号のとおり「保健体育課」の事務分掌を定めようとするものでございます。

5ページをお開きください。

5ページ上段、第19条の教育研究所の事務分掌ですが、第3号中「情報教育の推進」を「教育の情報化推進」に改めるものでございます。

これは、国第2期教育振興基本計画で使われ、「情報教育」が「教育の情報化推進」に含まれていることに伴うことによる改正でございます。

次に、その下でございますが、第22条の附属機関ですが、第1号（法令によるもの）のうち「横須賀市スポーツ推進審議会」及び第2号（条例によるもの）のうち、ページをおめくりいただきまして、6ページの表の3段目「横須賀市体育功労者選考委員会」について削除するものでございます。

これは、学校における体育を除くスポーツに関する事務を市長部局へ移管することに伴うものでございます。

7ページをお開きください。

次に、第23条から第26条までのプロジェクトチームにかかるる条文ですが、市長部局の事務分掌規則が改正され、平成29年度から「プロジェクトチーム」という名称が「プロジェクト会議」に変更されることとなりました。

このため、市長部局との整合を図るため、教育委員会事務局等事務分掌規則についても名称を変更するものでございます。

次に、附則について議案で説明いたします。

恐れ入りますが、2ページへお戻りください。

附則の第1項ですが、本規則の施行日を平成29年4月1日とするものです。

第2項及び第3項は、本事務分掌規則の改正に付随して関係する規則の一部を改正するものでございます。

議案第8号の説明は以上でございます。

次に、報告事項（1）について説明いたします。

恐れ入りますが、報告事項（1）『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』をご用意ください。

こちらも議案第8号と同様に、教育委員会事務局等事務分掌規則を改正しようとするもので、内容は新たに2つの附属機関を事務分掌規則に位置づけようとするものでございます。

2ページをお開きください。

こちらの改正案の朱書きにより、ご説明させていただきます。

第22条の附属機関ですが、第2号（条例によるもの）のうち、「国指定史跡東京湾要塞跡保存活用計画策定委員会」を削除し、新たに「国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会」を設置し、また、支援教育課の項の下に「横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会」を設置しようとするものでございます。

通常であれば、本日、議案として提出させていただくところですが、この両附属機関を設置するための条例制定議案について、1月の教育委員会定例会及び2月の教育委員会臨時会でご承認いただきまして、現在、市議会第1回定例会において、ご審議いただいているところですが、現時点では、市議会の議決をいただいておらず、附属機関を設置するための条例が制定されておりません。

このため、市議会において「国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会条例制定議案」及び「横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会条例制定議案」が可決された後、教育長の臨時代理により『教育委員会事務局等事務分掌規則』の改正を行いたいと考えております。

具体的な事務の流れとしては、本日午後、市議会本会議が開催され、両条例制定議案についてご議決をいただいた後、教育長の臨時代理により『教育委員会事務局等事務分掌規則』の改正を行い、次に、4月の教育委員会定例会において、改めて教育長の臨時代理による事務の承認をお願いする議案を提出したい、と考えております。

以上で、議案第8号及び報告事項（1）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

（小柳委員）

議案第8号の5ページの第19条の（3）の改正についてなのですが、先ほどのご説明では、国の第2期教育振興基本計画で使われていた文言に合わせた改正で、この「教育の情報化推進」のほうが大きなカテゴリーであり、その下に「情報教育の推進」があるというふうにお聞きしたのですが、この2つの違いというか、内容を教えていただけますでしょうか。

(教育研究所長)

まず、国の教育振興基本計画では、情報教育は、児童生徒に、情報に関する教育を施すという意味がございます。もう一つは、校務の情報化、学校でつかさどっている校務を、いかに機器等を使いながら、情報化を進めていく。それと3つ目に、授業におけるＩＣＴ機器を有効に活用する。その3つを総称して教育の情報化ということが定義されておりますので、当研究所がこの3つの業務をしておりますので、国に合わせて教育の情報化という形で、今回改正させていただいたという経緯です。

(小柳委員)

ありがとうございます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第8号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

## 日程第2 議案第9号『体育会館条例施行規則等廃止について』

委員長 議題とすることを宣言

(スポーツ課長)

議案第9号『体育会館条例施行規則等廃止について』ご説明させていただきます。

議案第9号は、市内の体育会館の管理に係る業務が、平成29年度以降、教育委員会から市長部局に移管するのに伴い、教育委員会が設置した教育会館条例施行規則を廃止するものであります。平成29年度以降、当規則は、政策推進部規則として設置される予定であります。

施行日は平成29年4月1日を予定しております。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第9号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

### 日程第3 議案第10号『市立学校体育施設開放規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(スポーツ課長)

議案第10号『市立学校体育施設開放規則中改正について』ご説明させていただきます。

議案第10号は、市立学校体育施設の開放に係る事務を、平成29年度以降は市長部局が行うことから、同規則を改正するものであります。

議案書の3ページをご覧ください。

改正案の朱書きによりご説明させていただきます。

第1条は、開放施設としてプールを追加記載しております。これは、今まで学校体育体育係が今まで行っておりましたので、その中の開放事業については、プールのほうも事務についてだけを市長部局のほうで行うということになります。

第2条は、従来の学校開放等の指定を削除し、第1項で、学校開放の対象となる学校を規定し、第2項で廃校となった学校の扱いを記載しております。

第3条では、開放施設、運動種目の決定が、校長の権限であることを明記しています。

第4条は、開放日等の基準を別表で追加記載いたしました。

第5条は、利用許可を受ける権限を明確にしました。

第9条は、第3項として開放施設を利用する上での注意事項を追加記載いたしました。

第10条は、学校開放の日程調整や関連事務を行う学校開放運営委員会の運営業務を、平成29年度から政策推進部が担うため、同委員会を市長から開設することとし、第2項を削除しております。

第11条の開放管理委員に関する規定も、第10条と同様の理由から削除しています。学校開放運営委員会及び開放管理委員が行う事務等については、別途、政策推進部が要綱などを設置する予定です。

施行日は、平成29年4月1日を予定しております。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(小柳委員)

今の議案第10号の5ページに11条削除というところがありますね。開放管理委員が、今まで実質的に学校開放に関するいろいろな管理をされていたという

ことだと思いますが、これを削除された場合に、同じ方が市長部局に移っても管理は任されるという可能性が高いとか低いとか、あるいはそうではなくて、全く今度は違う方を選任してくるという可能性が高いのか。その辺のところを教えていただけますでしょうか。

(スポーツ課長)

開放の管理委員という方は、学校開放の運営委員会の方が、その運営をしてくるということになるのです。その開放の管理委員さんは、今までと同じ方がされてもそれは構いませんし、また、新たに新しい組織をつくられたときに、その方を新たに任命してということもできると思います。

ただ、あくまでここについては、この次は政策推進部のほうでつくられた、学校開放運営委員会の要綱の中に載ってくる状況ですので、学校の事情により、どのような形で組まれても構わないということになります。

(小柳委員)

これは意見にかかるかもしれません、移管がスムーズにいくために、なるべくご配慮いただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(スポーツ課長)

もちろん、今まで行っていたところが、市民の方たちが学校体育施設をご利用するのに、また大変なハードルになってしまふということになると、それは皆さんにとっても、不具合になりますので、私たちにとってもできる限り同じ形で事務執行ができるような形でさせていただいております。

また、各学校には、丁寧に説明させていただき、そして今まで学校が幾つか運営についてかかわっていただいたところもありますので、その負担軽減とあわせて事務については、市長部局のほうで行っていただくというようなことになります。

ただ、教育委員会は学校施設の設置管理をしており、学校長の責任において、学校の施設が管理できるような形では、規則としてこちらに残したことになります。

(小柳委員)

ありがとうございます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第10号は、「総員挙手」をもって、

原案どおり可決・確定する。

#### 日程第4 議案第11号『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第11号『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等中改正について』ご説明いたします。

本議案は、『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について』及び『教育委員会専決規程』の一部改正を行おうとするもので、先ほどの教育委員会事務局等事務分掌規則改正に伴い、所要の条文整備を行うためのものでございます。

それでは、議案第11号の4ページをお開きください。

初めに、『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について』の一部改正内容について、改正案の朱書きにより説明させていただきます。

(6) 学校教育部学校保健課の所掌事項についてですが、課の名称を学校教育部保健体育課に改め、所掌事項に「及び中学校完全給食の実施に関するこ」を追加するものでございます。

7ページをお開きください。

次に、『教育委員会専決規程』の一部改正内容について、改正案の朱書きにより説明させていただきます。

第2条、専決事項に係る別表3、各課の固有事務について定めているものでございますが、この表のスポーツ課の項を削り、学校保健課を保健体育課に改め、記載のとおり保健体育課の専決事項として保健、給食、学校体育について、それぞれの内容を記載のとおり定めるものでございます。

最後に施行日でございますが、附則において平成29年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(小柳委員)

今の議案11号の4ページの(6)の本文のところのかぎ括弧、「学校給食に関すること」というこの場合の「学校」には、小学校も中学校も含まれております

すでしょうか。というのは、他の条項で単に「学校」といえば、小学校も中学校も含まれるのが一般だと思いますが、「中学校完全給食の実施…」というふうに追加されておりますので、前のこの「学校給食に関すること」の中に中学校が重複しているのか、それともここは小学校給食に関することというふうに読み替えると変わったというか、今までそういう意味だったのか、その辺のところは何かご検討されましたでしょうか。

(学校保健課長)

学校給食に関する事とといいますのは、現在、本市で学校給食を行っている小学校、特別支援学校の分はもともと入っているものでございます。まだ、実際には給食を実施していない中学校における完全給食の実施という部分を、新たな事務として、これからやることとして事務として規定しておりますので、言葉がある意味、追加して、現在やっているものと、今準備をやっているものというふうに規定したものでございます。

(青木教育長)

懇談にしてください。

委員長 懇談に入ることを宣言

委員長 懇談を解くことを宣言

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第11号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（2）『教育アンケート報告書について』

(教育政策担当課長)

それでは、横須賀市教育アンケート報告書についてご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料、報告事項（2）『横須賀市教育アンケート報告書について』をご覧ください。

1、概要についてですが、教育アンケートは、横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画の策定や今後の教育行政施策の展開の参考とするため、児童生徒、教員、保護者、市民を対象に実施したものでございます。

報告書を別紙1として添付しておりますが、学校教育編、社会教育編、スポーツ編の3編で構成しております。

2、調査期間ですが、平成28年10月中旬から12月上旬に、それぞれの編で実施いたしました。

3、アンケート調査票の配布数と回収結果、及び4、選定方法は記載のとおりでございます。

5、報告書の配布については、本日ご意見をいただいた後、4月上旬に全議員配布を行い、各学校などにも配布する予定でございます。あわせてホームページでも公開する予定としております。

今後の予定といったしましては、来年度第3期実施計画の策定を進めていく計画策定プロジェクトチームや各審議会などに報告書を配布し、計画策定に活用してまいります。

簡単ではございますが、以上で、横須賀市教育アンケート報告書について説明を終わります。

(澤田委員)

横須賀市教育アンケートの報告書、学校教育編、社会教育編、スポーツ編と見せていただきました。

児童生徒、保護者、教員、市民と幅広いニーズの調査、意識調査ができており、今後、検討しなければいけない課題等が明確に整理されたと思っております。

1点、調査結果の表し方なのですが、例えば学校教育編のところで複数回答を求めているところを、割合を示す円グラフで表現している部分がございました。そのほかの部分では、複数回答をきちんと棒グラフで表しているところもありました。複数回答のグラフの表し方について、再確認されてはどうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

(教育政策担当課長)

ご指摘ありがとうございます。内容をもう一度確認させていただきまして、円グラフがいいのか、棒グラフのほうがよろしいのか。もう一度精査させていただきまして、また、それに関しましては修正いたしますので、よろしくお願ひいたします。

(荒川委員長)

澤田委員、よろしいですか。

(澤田委員)

はい。

### 報告事項（3）『子どもと向き合う環境づくり推進事業について』

(教育政策担当課長)

では、今年度の「子どもと向き合う環境づくり推進事業」の学校業務改善ガイドブック及び学校事務業務改善の各課の実施・検討状況についてご報告いたします。

初めに、学校業務改善ガイドブックについて、ご報告いたします。

お手元、報告事項（3）ガイドブックの1ページをご覧ください。

図にお示しいたしましたが、平成23年度の「子どもと向き合う環境づくり検討委員会」からの提言を受けまして、これまでさまざまな取り組みを行ってまいりました。

昨年度、平成27年度は、これまでの取り組みを検証するために検証会議を開催いたしましたが、その中で、「子どもと向き合う環境づくり」に関する取り組みを進めてきていることは理解しているが、教職員の実感までは結びついてはいない、というようなご意見をいただきました。

そこで、本年度は、教職員の実感に結びつけていくためにはどのような取り組みが必要なのかも含めて検討する学校業務改善検討会議を開催いたしました。そして、学校業務改善ガイドブックを作成して、全教職員に配布することにし、完成したものを3月13日から14日に、各学校に送付したところでございます。

このガイドブックには、業務の改善につながる取り組み、またツールの紹介をしておりまして、これをきっかけとして、教職員のタイムマネジメントの意識の向上を図っていくことが目的でございます。

恐れ入ります。4ページの教育課程編成の工夫についてご覧ください。

本市では、創意ある教育課程の編成が工夫できるように、授業日数の増加の取り組み等を行っております。多くの小学校では、新しく入学してきた1年生が少しづつ学校に慣れるように、4月の1カ月ほどは4時間授業を行っておりますが、この事例の小学校では夏休み前まで、1年生において4時間授業を行っております。

中ほどの時間割をご覧ください。クラスの子どもたちと一緒に下校できるよう、市域別にAからCの10人程度の3つのグループに分け、Aグループの子どもを月曜日、Bグループは火曜日、Cグループは木曜日に5時間目を設定しております。このように5時間目に少人数での補習授業を行うことによって、子

どもへの理解を深め日常の指導をよりきめ細やかに行うことができるようになります。

恐れ入りますが、13ページをお開きください。

チームとなって子どもを育む学校についてですが、学校には専門的な役割を担ったさまざまな支援職員が配置されております。しかし、支援職員は毎日出勤しているわけではなく、かかる事象も限定的であることから、全教職員がその役割をしっかりと理解していないこともあります。

そこで、支援職員の顔と名前、役割などをもう一度全教職員が理解し、コミュニケーションを図ることで、支援職員が十分に力を発揮してもらうことができるものと考えます。このようなことも再度、捉え直す視点であると思っております。

19ページ、21ページをご覧ください。

今、ご説明いたしました学校に配置している支援職員の一覧表を、資料として掲載いたしました。支援職員の役割や勤務時間などを理解するための参考として、活用していただきたいと思っております。

最後のページ、23ページをご覧ください。

検討会議メンバーを掲載しておりますが、中学校、小学校の各校長会代表の先生には、3月の最後の校長会で、早速、活用方法も含めて説明していただきました。このガイドブックをきっかけにして、各学校において、教職員のタイムマネジメントの意識の向上が図られていくことを願っております。

続きまして、お手元の資料、A4横の報告事項（3）別紙をご覧ください。

この資料は、平成25年度に作成いたしました学校事務業務改善推進委員会報告書に基づきまして、平成28年度の教育委員会各課の実施・検討状況をまとめたものでございます。

項目2つ目、左の1の9に記載の業務は、2業種に係るオンライン請求システムの業務について学校に働きかけた結果、平成29年1月現在の導入率が72%に上がったこと、また4つ目、1の11の行の非常勤事務職員の出勤簿の管理につきましては、平成28年4月から平成29年3月まで全課で提出方法の統一を施行した結果、問題がなかったので、29年度も継続する予定であることなど、実施・検討した状況を記載しております。

以上で、「子どもと向き合う環境づくり推進事業」についての報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(荒川委員長)

私から、質問ではないのですけれども、感想としてよろしいでしょうか。

やはりこういう冊子が配られていることについて、先生方がとても助かるの

ではないのかなというふうに思いました。実際に、経験がある程度ある方はおわかりになることでも、まだ経験の浅い先生などは、これを見て「あ、こういうふうな動きができるんだな」「こんなことを活用できるのだな」ということもわかりますし、また、小学校の先生は、中学校の部活動のことなど、それぞれの校種が違っても理解できるものがあるのかなというふうに思います。今まで横須賀市は指導の必携など、ほかの市にはあまりみられないようなものもありましたけれども、こういう形で先生方の業務が改善できるようなガイドブックなどが配られて、そしてまた、それを先生方が活用してくださるということは、とてもすばらしいことだと思いましたので、意見を言わせていただきました。

ありがとうございます。

(三浦委員)

非常にすばらしいもの、現場の先生は、多分、今までこういうものがなかったことを考えると、非常に役に立つのではないかと思います。

ただ、これにはないことなのですけれども、逆に、学校の先生の時間をもっと、お子さんと、生徒さんと向き合う時間につくるためには、今よりももっと事務的なものの時間を、うんと半分に減らすぐらいのことを考えなければいけないと思うのです。

それにはやはり前から言われているのですが、ITの活用とか、そういうことがあるのですけれども、そこがどうも足踏みをしているみたいな感じを持っていますので、その辺は教育委員会全体で、そういうところに向かっていっていただけたらと思います。

(教育政策担当課長)

私どももそのように思っておりますので、教育委員会内で連携をとって、こちらの推進事業も全課で、これからも進めてまいりたいと思います。

#### 報告事項（4）『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』

(学校保健課長)

それでは、報告事項（4）『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』ご報告させていただきます。

なお、説明に当たりましては、関連する部分の補足説明の際に、参考資料として別途配付させていただきました「横須賀市立中学校完全給食実施方式検討に係る調査報告書」及びその「別冊」を使用させていただきますので、よろし

くお願ひいたします。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

まず、「I 検討組織等における検討経過と今後のスケジュール」についてご説明いたします。

「1 検討組織等における検討経過」の「(1) 開催状況」についてですが、今後の開催予定も含めて、記載しています。

3月1日に開催された「中学校完全給食実施等検討特別委員会」では、平成29年度横須賀市一般会計予算のうち、中学校完全給食及び公会計化部分について、審議が行われました。

中学校完全給食推進事業として、中学校完全給食基本計画策定業務委託や、学校給食費公会計化関係事務として、システム開発委託費などです。

また、議員提案条例である「横須賀市給食条例」についての審議が行われました。

加えて、教育委員会2月定例会において審議しました請願と同内容の請願「自校・直営方式での中学校給食の実施及び各校への栄養士の配置について」が市議会議長にも提出されましたので、審議が行われ、定例会と同様の所見を述べ、同委員会では不採択となりました。

昨日、3月23日に開催された特別委員会では、本日ご説明する委託調査の結果等について報告し、ご質問、ご意見等をいただきました。

今後は、表の下段に記載しました、第3回中学校完全給食推進本部専門部会と第3回中学校完全給食推進連絡協議会においても、同様の報告を行い、ご意見を伺うことを予定しています。

次に、「(2) 各検討組織等における質問・意見等」についてです。

1月16日に開催しました第5回中学校完全給食推進本部での質疑等を記載しました。

なお、3月に開催した会議につきましては、会議録を作成しているところでですので、ここには含んではおりません。

2ページをお開きください。

「2 今後のスケジュール」についてです。

3月中に、各検討組織に調査結果を報告し、ご意見をいただきます。

4月中を目途に各検討組織の意見を集約し、5月に事務局で実施方式の素案を作成し、その素案について推進本部等での議論を踏まえ、教育委員会として実施方式(案)を決定していきたいと考えています。

そして、平成29年6月の市議会定例会の特別委員会で、実施方式(案)を報告し、ご意見をいただいた後に、7月に教育委員会で正式に実施方式を決定したいと考えております。

次に、「II 中学校完全給食実施方式検討に係る調査報告について」、ご説明いたします。

3ページをご覧ください。

「1 調査方法等」の「(2) 現地調査等」に記載しました、「ア 中学校現地調査」及び「ウ 小学校調査」の結果につきましては、報告書の別冊に整理をいたしました。

なお、中学校全校とセンター方式のシミュレーション場所として想定した旧平作小学校・旧上の台中学校については、事業者と現地調査を行いました。

次に、「2 実施方式の概要」についてです。

「(1) 定義」において、今回の調査で、比較・検討する各実施方式について、定義しました。

自校方式は、中学校に新たに給食室を整備し、自校の給食を調理する方式、センター方式は、新たに給食センターを整備し、市内の全中学校に配達する方式、親子方式は、既存の小学校の給食室で、小学校分に加えて、中学校分の給食を調理し、中学校に配達する方式になります。

なお、親子方式のうち、中学校に新たに整備した給食室で、他の中学校に配達する方式については、中学校に給食室が整備できるかが影響するため、自校方式とあわせて検討を行いました。

4ページをお開きください。

「(2) 主な施設整備」についてですが、各実施方式における施設整備の内容について記載しています。

給食施設としましては、自校方式は中学校23校に給食室を新築、センター方式は給食センターを1カ所または2カ所に新築、親子方式は、小学校23校の給食室を改修または増築するという想定になっています。

荷受室は、センター方式と親子方式の場合に整備し、昇降機は、全ての方式に共通で整備を想定しています。

次に、「(3) 留意事項」についてです。

今回の検討に当たっての留意事項になります。

「ア 用地確保の必要性」にありますように、自校方式・親子方式は、それぞれの敷地内に整備するため、新たな用地の確保は必要ありませんが、センター方式は、給食センターを建設するための用地を新たに確保する必要があります、取得に係る手続等の時間が必要になります。

また、「イ 学校給食衛生管理基準に基づく施設整備」にありますように、自校方式・センター方式は、学校給食衛生管理基準に基づく新たな施設を整備することになる一方で、親子方式は古い既存の小学校給食室を改修・増築するだけですので、整備される施設の状況は、根本的に異なるものになります。

次に、「3 市立小・中学校の食数」についてです。

①に記載しましたように、全体の児童生徒数は、毎年減少していくと推計されています。

一方で、個別の学校では、児童生徒数が急増する学校もあると推計されています。

5ページをご覧ください。

「4 自校方式」についてです。

「(1) モデルプラン」の「ア 給食室面積等の設定」についてですが、各中学校の食数規模に応じて、表に記載した5つのモデルプランを作成しました。

なお、モデルプラン4と5につきましては、面積は同じですが、設置機器の数量が一部異なっております。

次に、「イ モデルプランの解説」についてです。

文部科学省は、学校給食の実施に必要な施設設備の整備や管理、調理の過程における衛生管理などについての基準として、学校給食衛生管理基準を定めておりまして、今回設定したモデルプランは、この基準に沿ったものとなっております。

①から③に基準の代表的なものを記載いたしました。

①は、汚染作業区域、非汚染作業区域、その他の区域について、ゾーニングを徹底して、二次汚染を防止すること、②は、ドライシステムを導入し、床を濡らさない構造にすることで、雑菌の繁殖や湿度上昇を抑制すること、③は、作業動線をワンウェイ化し、調理過程に合った作業動線を確保することで、交差汚染を防止することです。

「(2) 判定基準等」についてですが、自校方式については、現地調査において各中学校の状況を踏まえて、給食室建設候補場所を想定しました。

その上で、既存の教育活動への影響の度合いにより、整備のしやすさを「a」から「c」の3段階で評価しました。

6ページをお開きください。

評価「a」は、既存施設等のない空地に給食室が整備できる場合の評価になります。

評価「b」は、一定の空地はあるが、モデルプランで設定した形状でない、必要面積に達していないなど、設計等において工夫が必要となる場合や倉庫など比較的小規模な既存施設などを、給食室を整備するために撤去したり、移設したりすることが必要となる場合の評価になります。

評価「c」は、非常用貯水装置の移設や土地の造成など大規模な整備を伴う場合や、体育館、運動場、部室、特別教室など、教育活動に直接影響がある既存施設などについて、給食室を整備するために移設などが必要となる場合の評

価になります。

恐れ入りますが、参考に、報告書の18ページをお開きください。

一例を挙げますと、8番の池上中学校の候補場所「1 中庭」の案の場合、表中の「②倉庫等」や「③花壇等工作物」の欄に丸印がついております。この候補場所の場合、これらの施設を撤去すれば整備可能と判断し、19ページの一番左側の「候補場所評価」欄において、「b」の評価としております。

一方候補場所の「2 技術室棟」の案については、「⑥特別教室・部室等」の欄に丸印がついております。こういった施設を撤去すると教育活動に影響が大きいと判断し、「c」の評価となっています。

候補場所評価を「給食室整備に係る課題」の欄で、①から⑥に何も印がない場合は「a」の評価を、①から③にだけ丸がついている場合は「b」の評価を、④から⑥のどれか1つでも丸がついている場合は「c」の評価をしています。

恐れ入りますが、説明資料の6ページにお戻りください。

次に、「イ 法令上の課題」についてです。

各学校やその候補場所における、法令上の課題を表に記載のとおり整理いたしました。

「一」は、法令上の課題は特にないと思われる場合で、「▲」は、法令上の課題があり、許認可が必要であるが、許認可を受けた事例があり、給食室の整備は可能であると思われる場合に、また、「●」は、法令上の課題があり、許認可が必要であるが、許認可を受けるために解決すべき課題が大きいと思われる場合に記載しております。

なお、各学校における法令上の課題の確認にあたっては、事業者においても調査を行いましたが、判断が難しい部分などについて、都市部の協力を得て、整理いたしました。

次に、「ウ 自校方式に関する判定」についてです。

判定については、先ほどご説明いたしました各中学校の建設候補場所の評価、「a」から「c」が高い候補場所をもとに、「A」から「C」の判定を行いました。

ただし、法令上の課題で「●」とした学校については、判定を「D」としました。

「A」の判定は、給食室を整備することが可能である場合、「B」の判定は、建設候補場所や学校敷地に課題はあるが、必要な工事や手続などを行うことで給食室を整備できる可能性が高い場合、「C」の判定は、建設候補場所や学校敷地に大きな課題があり、給食室を整備することが困難である場合、そして「D」の判定は、学校敷地に大きな課題があり、給食室を整備することが極めて困難である場合となります。

恐れ入ります。参考に、報告書の20ページ、21ページをお開きください。

一例を挙げますと、「19 北下浦中学校」では、④に丸印がついているため、候補場所の評価は、「c」ですが、法令上の課題の欄が、「●」のため、可能性判定は「D」としています。

また、その下の「20 長沢中学校」は、1の候補場所評価が「b」、2の候補場所評価が「c」、のため、評価が高い「b」を基準とし、法令上の課題はあります、「▲」は許認可を受けた事例があり、整備可能と思われるため、可能性判定は「B」としております。

資料にお戻りいただきまして、恐れ入りますが7ページをご覧ください。

中学校23校の判定結果についてですが、A判定はなく、B判定「整備できる可能性が高い」が12校、C判定「整備が困難」が10校、D判定「整備が極めて困難」が1校という判定になりました。

次に、「(3) 他の中学校からの提供可否」についてです。

ここでは、中学校間での親子方式について検討しました。

提供できる食数だけで考えた場合には、「イ 他校への提供可否」に記載のとおり、池上中学校から鷹取中学校へといった4つの組み合わせで提供可能という判定になりました。

ただし、「ウ 他校への提供に関する法令上の課題」に記載のとおり、他校の給食を調理し配送する場合、その学校の給食室は建築基準法上、工場用途となり、同法第48条ただし書の許可を得なくてはならなくなること、また、中学校の給食室は、既存校舎とは別棟で建設するため、学校用途と工場用途を敷地分割し、それぞれの敷地で接道要件を満たす必要があるなど、実際の整備に当たっては課題があります。

8ページをお開きください。

「(4) スケジュール」についてですが、自校方式について、設計、建設を仮に毎年5校ずつ行うと仮定した場合のスケジュール案を記載しました。

1年当たりに何校整備できるかにより、全校での給食開始時期が変わることになります。

次に、「5 センター方式」についてです。

「(2) 1カ所設定」の「ア 候補地設定」についてですが、以前、定例会でもご報告いたしましたが、1カ所設定については、旧平作小学校でシミュレーションを行いました。

旧平作小学校については、敷地の広さや形状、周辺道路の状況、市全域に配達可能な場所にある、という点では適地と考えられますが、給食センターは建築基準法上の用途が工場となるので、ここに建設しようとする場合には、先ほどもご説明いたしました、第48条のただし書の許可を得なくてはなりません。

この許可は、公益上やむを得ない場合に、利害関係人への公開による意見聴取を行った上で、建築審査会の同意を得て行われるもので、限定的な取り扱いとなります。

そのため、センター方式で実施することが決定した場合でも、建設可能な用途地域の用地の購入を含め、候補場所については改めて検討が必要であるというふうに考えております。

参考に、報告書の38ページには、旧平作小学校の調査結果と航空写真を、そして、39ページには、旧平作小学校と各中学校の位置図などを掲載しております。

資料にお戻りいただきまして、9ページをご覧ください。

「イ 配送所要時間」についてですが、旧平作小学校から各中学校までの配送所要時間になります。

調理後2時間以内の喫食、また、他都市の事例では、1台の配送車が複数校に配送することなども考慮し、所要時間はおおむね30分以内を目安としましたが、30分を超えるのは2校のみであり、作業工程を工夫することで対応可能な範囲と考えております。

「(3) 2カ所設定」の「ア 候補地設定」についてですが、今回の調査では、仮に、市域を南北2つのエリアに区分した上で、北エリア4,000食、南エリア7,500食の2カ所で給食センターを整備する想定といたしました。

なお、市の未利用地である旧上の台中学校についても現地調査を行い、検討しましたが、建設可能な用途地域ではないことに加え、周辺道路の状況などに課題があり、給食センターの整備は難しいと判断されました。

また、仮に2カ所で実施する場合は、市全域で給食センターの建設が可能な用途地域から、取得可能な用地を探し、候補場所を検討するなどの必要があります。

10ページをお開きください。

「(4) 事業手法」についてです。

給食センターの整備に当たっては、民間事業者のノウハウを効率的に活用可能な6つの事業手法の内容を整理しました。

詳細な説明につきましては、省略させていただきますが、資金調達、建設、所有、そして維持管理運営の役割を、市と民間のどちらで担うのか、また、設計、施工、運営を分離発注するのか、一括発注するのかなどによって分かれております。

「イ 費用比率」についてでございますけれども、今回の調査では、他自治体の事例などを参考に、公設民営を100%とした場合の各事業手法の比率を想定し、それに基づき費用を算出しました。

次に「(5) スケジュール」についてです。

事業手法別のスケジュール案を作成しましたが、現時点では建設用地を確保できていない状況のため、土地取得に要する期間を別途検討する必要がありますが、各事業手法の中では、リースと民設民営が一番早く給食開始が可能と想定されています。

なお、自校方式と親子方式の場合は、学校によって給食開始時期がずれることを想定しておりますけれども、センター方式は、全校同時に開始できるものと想定しています。

次に、11ページをご覧いただきまして、「6 親子方式」についてです。

親子方式については、現在の給食室の設置機器を基本とした場合、それから増築をせずに機器の増設を行った場合、さらには、増築をして機器の増設を行った場合、それぞれで、提供可能な食数と学級数を試算しました。

次に、(2) 法令上の課題になりますが、アに記載のとおり、試算結果に基づき、小学校の食数、中学校の食数を考慮して、親子の組み合わせを設定いたしました。

しかし、親子方式については、イに記載のとおり、他校の給食を調理し配送する場合、給食室は建築基準法上、工場用途となりますので、第48条ただし書の許可を得なくてはなりません。

なお、増築をする場合には、既存校舎への影響等も含めて課題が出てくるため、その対応もまた別途必要となります。

そういう課題を3段階に区分いたしました。

「※」は、建築基準法第48条ただし書の許可を得なくてはならない場合、以下、この許可に加えまして、「▲」は、ほかにも法令上の課題があり、許認可が必要であるが、許認可を受けた事例がある場合と、また、現時点では法令上の課題のクリアについて、可否判断ができないものがある場合、「●」は、ほかにも法令上の課題があり、許認可が必要であるが、許認可を受けるために解決すべき課題が大きいと思われる場合とし、親子方式の可能性を判定する上で、課題のレベルを事前に区分しました。

12ページをお開きください。

(3) の判定基準についてです。

設定した小学校と中学校の組み合わせをもとに、親子方式の実現の可能性について判定を行いました。

「○」は、小学校の給食室を改修し、機器の増設で中学校への提供が可能である場合、「△」は、小学校の給食室を増築と機器の増設で、中学校への提供が可能であるが、増築に伴い法令上の課題対応が必要な場合、「×」は、小学校の給食室を改修または増築しても、親子方式での給食の提供が困難である場合と

しました。

それらを踏まえて判定した結果、「○」として、増築なしで提供可能となる中学校が13校、「△」として、増築をして提供可能となる中学校が10校という判定結果になりました。

「(4) 配送所要時間」については、最大14分となっておりまして、23校中21校は10分以内となっているため、調理後2時間以内の喫食が可能であると考えられます。

次に、「(5) スケジュール」についてですが、親子方式についても自校方式と同様、設計、建設を仮に毎年5校ずつ行うと仮定した場合のスケジュール案を記載しました。

こちらも1年当たりに何校整備するかにより、全校で給食が開始できる時期が変わってくることになります。

なお、改修か増築かで工事期間の長さが変わりますが、どちらの場合でも工事期間中、小学校の給食室が使えなくなるため、何らかの対応が必要となります。

13ページをご覧ください。「7 荷受室」についてです。

センター方式または親子方式で給食を実施する場合、センターまたは小学校から配送されるコンテナ等の一時的な保管や、別に配送されてくるパンや牛乳の保管等のスペースとして、荷受室を設けることが一般的です。

この荷受室については、全校に整備可能という判定になりました。

次に、「8 昇降機」についてです。

給食室または配膳室からコンテナ等を各教室に運搬するため、昇降機の設置について検討した結果、昇降機についても、全校に設置可能という判定になりました。

次に、「9 施設に附加できる取り組み事例等」についてですが、他都市の事例などを参考に、災害時の給食施設の活用や食育に関する施設の活用、維持管理しやすい施設の設計などについて調査しました。

次に、「10 実施方式の比較」についての「(2) 実施方式別費用比較」についてです。

ここでは、自校方式について、整備が困難、整備が極めて困難と判定された中学校についても、仮に整備した場合の金額として費用を算出しております。

14ページをお開きください。

「ア 初期整備費」についてです。

報告書では、構造別、事業手法別に試算しておりますが、ここでは、単純に比較するために鉄骨造、公設民営で比較しております。

まず、給食施設については、自校方式が約68億1,000万円、センター方式が約

44億5,000万円、親子方式が約31億6,000万円、という試算結果になりました。

また、センター方式・親子方式の場合、必要となる中学校の荷受室が約5億2,000万円、全方式共通となる昇降機の整備に要する費用が、約14億9,000万円という試算結果になりました。

その結果、初期整備費は、合計で、自校方式が約83億円、センター方式が約64億6,000万円、親子方式が約51億7,000万円という試算結果になりました。

次に、「イ 維持管理運営費（30年間）」についてですが、まず、維持管理費につきましては、自校方式が約60億4,000万円、センター方式が約32億4,000万円、親子方式が約31億9,000万円、それから運営費については、自校方式が約178億2,000万円、センター方式が約119億8,000万円、親子方式が約158億1,000万円、そして、大規模修繕については、自校方式が約6億3,000万円、センター方式が約19億8,000万円となっております。

なお、親子方式につきましては、小学校のみで給食を実施していた場合と大きく変わらないと想定し、大規模修繕の費用は計上しておりません。

それ以外に、荷受室・昇降機の維持管理運営費用があり、合計で、自校方式が約253億8,000万円、センター方式が約188億4,000万円、親子方式が、約206億4,000万円となり、それを30で割った、1年分としては、自校方式が約8億5,000万円、センター方式が約6億3,000万円、親子方式が約6億9,000万円という試算結果になりました。

「ウ 資金調達関連費、建物解体費（土地取得費）」については、センター方式で試算したものですが、記載のとおりの結果になりました。

15ページをご覧ください。

「エ 総費用（30年間）」についてです。

初期整備費、維持管理運営費などを合計した総費用については、自校方式が約336億8,000万円、センター方式が約287億8,000万円、親子方式が約258億1,000万円という試算結果になりました。

また、才では、自校方式の構造別費用比較を、力ではセンター方式の1カ所の場合と2カ所の場合の費用比較の結果を記載しています。

16ページをお開きください。

「キ センター方式事業手法別費用比較（30年間）」についてです。

事業手法別では、D B Oが一番安く、P F I、民設民営がそれに次いで安いという試算結果になりました。

以上で、「II 中学校完全給食実施方式検討に係る調査報告について」の報告を終わります。

続きまして、「III 給食調理業務の運営方法について（直営・委託）」をご説明いたします。

17ページをご覧ください。

給食調理業務の運営方法については、直営と委託のメリット・デメリット等を整理いたしました。

「(1) 直営と委託について」です。

直営・委託の説明は省略させていただきますが、注意書きに記載しましたとおり、全国で見た場合、平成26年5月1日現在で、学校給食の調理業務の外部委託比率は41.3%となっております。

次に、「(2) メリット・デメリット」についてです。

まず、直営のメリットについてですが、①にありますように、教育委員会、校長等が、直線的な指示系統で結ばれるため、役割分担を明確にすることで、責任の所在が明確であることや、②にありますように、教育委員会や校長等が、委託会社を介さずに、直接調理員に指示することができるので、食育の取り組みなども行いやすいこと、栄養教諭・学校栄養職員が調理員に直接指示等できるので、臨機な対応もしやすいこと、そして、③にありますように、経験に基づいた技術の継続性などが挙げられます。

一方、デメリットとしては、市に人員管理に係る事務が発生することや提供食数の増減による定数の変更に対応しにくいくことなどが挙げられます。

18ページをお開きください。

委託のメリットについては、民間事業者による効率的な運営で、費用削減や効果的な運用を期待できることや市に人員管理に係る事務負担を軽減できることがあります。

一方で、デメリットとしては、教育委員会や校長等が、調理員に指示をする場合、委託会社を通さなければならず、直営と比較して連携がしにくくなることがあります。

また、委託会社によって調理員の資質、能力が左右されるおそれもあります。

なお、19ページに、今回の調査結果などを参考に、費用比較した結果を記載いたしました。

調理員の人工費だけで見ると、委託のほうが大幅に安くなりましたが、委託の場合は、営業経費や企業の利益なども含まれており、合計としては資料に記載の金額となっております。

一方で、直営の場合については、人工費と消耗品費など直接的な歳出予算として出てくる部分については試算をいたしましたが、労務管理など間接的な費用の算出が難しかったため、正確な比較を行うことができませんでした。

以上で、「III 給食調理業務の運営方法について」の説明を終わります。

最後に、「IV 栄養教諭・学校栄養職員の配置について」ご説明いたします。

20ページをお開きください。

中学校完全給食の検討の中では、既に栄養教諭・学校栄養職員の配置について、多数の質問や意見が出ておりますので、資料として整理いたしました。

配置基準については、「1 栄養教諭・学校栄養職員の配置基準」に記載のとおり、実施方式によって異なります。

次に、「2 現在の小学校の栄養教諭・学校栄養職員の配置」についてですが、現在自校方式で実施している小学校においては、上記配置基準により18人の栄養教諭・学校栄養職員が、県費職員として配置され、加えて、市費職員として5人配置し、46校に対し計23人の栄養教諭・学校栄養職員で、1人が2校を兼務する体制としております。

21ページをご覧ください。

「3 栄養教諭・学校栄養職員配置の想定について」の「(1) 配置条件の設定」では、中学校完全給食を実施した場合の栄養教諭等の配置について、表中1から4に記載した体制をとった場合に、県費として何人配置されるか、また、不足する分を市費で何人、任用する必要があるかについて算出いたしました。

なお、親子方式については明確な基準がないため、今回の試算では、対象となる小学校・中学校の児童生徒数を、自校方式の基準に当てはめて試算いたしました。

また、(2)では、(1)の表の不足人数に基づき、市費の非常勤職員の想定単価から、各配置体制に要する費用を試算いたしました。

以上で、報告事項(4)「中学校完全給食に向けた検討状況について」の報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

#### 報告事項(5)『平成28年度横須賀市スポーツ表彰式について』

(スポーツ課長)

報告事項(5)、スポーツ課からは、2月11日土曜日に開催いたしました平成28年度横須賀市スポーツ表彰式の報告をさせていただきます。

体育功労者表彰は、体育の普及振興に貢献された体育関係者及び社会体育団体に対する表彰でございます。体育功労者選考委員会で選考された13名の方が表彰されました。スポーツ栄光章は、国際大会等に出場し、顕著な成績を収めたチーム及び個人を対象に、今年度は個人72名、団体13チームが受賞されました。

また、隨時行っているスポーツ大賞も該当者がおりましたので、あわせて行

いました。スポーツ大賞はオリンピック等において顕著な成績を収めた個人または団体に対する表彰です。本年度は、リオ2016パラリンピック競技大会において、ウィルチェアーラグビー競技の銅メダルに貢献されました、本市出身の山口貴久選手に授与いたしました。なお、山口選手は、東京2020パラリンピック競技大会に向けた先行合宿に参加されていたため、残念ながらご出席はいただけませんでした。

表彰式はヨコスカ・ベイサイド・ポケットにおいて、午前9時から行いました。

ご来賓として、市議会議長・副議長、体育協会会长、商工会議所特別顧問、教育委員、スポーツ推進審議会委員、県議会議員、市議会議員の皆様にもご出席いただきました。さらに、受賞者ご本人のほか、チームの関係者、ご家族の方、約500名にお越しいただきました。

スポーツ課からの報告は、以上でございます。

(質問なし)

#### 報告事項（6）『全国大会結果報告について』

(スポーツ課長)

報告事項（6）、全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会の結果について、ご報告させていただきます。

1月から2月にかけて、冬季種目の中学校・高等学校の全国大会が行われ、資料にお示しましたとおり、本市からは全国高等学校総合体育大会スキー競技に、横須賀総合高校2年生の杉本啓典選手、そして、中学校体育大会スケート競技に、池上中学校3年生の清水愛望選手が出場いたしました。

杉本選手は、スラローム（回転競技）では、出場173名中80位、ジャイアントスラローム（大回転）では、出場172名中116位と健闘いたしました。また、清水選手は、フィギュアスケート競技に出場し、出場93名中79位と健闘いたしました。

杉本選手におかれましては、スキー練習は11月ごろから始まりまして、休日のほとんどを群馬県の尾瀬戸倉で過ごされています。

清水選手は、昨年、横須賀から初めて全国中学校体育大会スケート競技に出場された選手です。ふだんは東神奈川の横浜銀行アイスアリーナで練習を行っていますが、以前行われたリンク改修工事の際には、午前3時に起床され、東京都内にありますスケートリンクで練習された後に、学校に登校され、生活を

過ごしたということもお聞きしております。

お二人とも、練習環境を整えるだけでも大変なご苦労がある中、努力を積み重ね、2年連続の全国大会出場となりました。

報告は以上でございます。

(質問なし)

#### 報告事項（7）『体育的活動における安全対策について』

(スポーツ課長)

報告事項（7）『体育的活動における安全対策について』ご報告させていただきます。

資料、初めに1でございますが、これまでの経緯についてご説明いたします。平成28年3月25日付スポーツ省事務連絡「組体操等における事故の防止について」を受け、平成28年4月に、横須賀市体育的活動における安全対策検討委員会を設置し、第1回委員会にて、組体操を含めた体育的活動における安全対策について検討いたしました。

学校保健安全法第26条では、学校の設置者は、児童生徒の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故等により児童生徒に生ずる危険を防止することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする、とされています。

これを踏まえ、特に運動会等で実施される組体操については、各学校が校長の責任のもとで組織的な指導体制を構築することが重要であり、特に実施のねらいについては、各学校で改めて問い合わせとともに、全教職員で共通理解を図るよう求めました。

このことをスポーツ庁から通知された内容とあわせ、教育委員会から各学校へ通知し、体育的活動における安全対策について周知を図りました。

また、教育委員会としては、これまでも体育的活動時の安全教育、安全管理の徹底について、各学校に周知してまいりましたが、今年度は、さらに、市内小中学校の組体操の実施状況の把握、事前報告、事後調査を行いました。

また、市内小中学校の指導計画や実技内容、実際の指導場面に対する指導助言、そして組体操の指導方法に係る研修については、小学校・中学校の体育研究会等と協力して研修を支援いたしました。さらに、組体操に起因する事故発生状況の把握などに取り組みました。

平成29年3月、第2回横須賀市体育的活動における安全対策検討委員会を開

催し、今年度の組体操の実施状況や事故の発生状況のことについて教育委員会の取り組みや各学校の取り組みにおける成果と課題について検証し、次年度の方向性を協議しました。

次に、2、平成28年度の市内小中学校の状況について説明いたします。

初めに、実施状況について、今年度の組体操の実施校数は、小学校46校中32校、中学校23校中9校でした。

実施校においては、実施のねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること、実施するわざの選択を含め、指導計画を適切に見直すこと、具体的な事故事例や事故になりやすいわざなどの情報を周知することなど、4月に通知した内容は、ほとんどの学校でおおむね達成できたと回答し、さらに、指導時間の確保と段階的指導、適切な教職員の配置、児童生徒の実態に応じた演技内容の見直しについて意識的に取り組んだと回答しました。また、多くの実施校が年間を通して体力向上の取り組みを、今後の課題として挙げました。

次に、事故の発生状況について、組体操に起因する事故の発生件数は、小学校で5件、中学校で24件でした。このうち骨折の件数は小学校で1件、中学校で4件でした。

小学校と中学校で差があるように見受けられますが、小学校においては表現運動の演技の中で、組体操の要素を一部取り入れる形で実施が7割ほどを占めており、実施するわざの種類や数が限られているという実態が、事故件数に影響していると思われます。

昨年度との比較では、事故件数は、小学校、中学校ともに減少していますが、倒立系のわざによって起きた事故が、昨年度に引き続き全体の3割を占めています。補助倒立などのわざを取り入れている学校が多いこと、また、補助者が支えられずに転倒したことによる打撲などの事故報告が多くありました。

次に3、次年度の方向性についてご説明いたします。

まず、組体操を含めた体育的活動における安全対策については、引き続き各学校において、校長の責任のもとで、組織的な指導改正を構築し、取り組むものとします。特に組体操の実施に関しては、実施のねらいを明確にするとともに、万全の安全対策を講じるよう、さらに各学校へ求めてまいります。

全国体力運動能力調査、運動習慣等調査結果の報告では、運動する子どもとそうでない子どもの、いわゆる二極化傾向が指摘されており、児童生徒一人一人の体力差が大きいことを踏まえ、従前から行われているような演技内容やわざを行うことが適切であるかどうか、子どもたちの実態から慎重に選択するよう指導してまいります。

また今年度、事故がなかった学校では、安全な状態で活動できる場所で、十分な指導を行った後で、校庭での練習に移行する。また、子ども同士がコミュ

ニケーションをとりながら、危険回避する能力や基本的な動きを十分身につけてから次の段階へ進むことを徹底する。各学年の発達段階に応じた演技内容やわざを選択するなど、段階的な指導という点において、丁寧な取り組みがなされていました。

これら安全対策に係る参考となる事例や事故の発生状況など、今年度の調査から明らかになったことについて、体育・保健体育担当者会や市立学校長会議などを通じて、各学校へ周知してまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

#### 報告事項（8）『横須賀市の児童・生徒の読書実態調査集計結果について』

(中央図書館長)

それでは、報告事項8『横須賀市の児童・生徒の読書実態調査集計結果』についてご報告いたします。

資料をご覧いただきたいと思います。

まず、1の「調査の目的」ですが、平成24年度に策定いたしました第2次横須賀市子ども読書活動推進計画の進捗状況を把握するために、毎年実施しております。

次に2の「調査の概要」です。

調査内容と対象といたしましては、平均読書冊数や読書についての意識、学校図書館利用の調査を、市立小学校の4年生、5年生、6年生の各学年の1クラスを対象に合計4,007人、中学校の各学年の1クラスを対象に、合計2,193人について調査を実施いたしました。

回収率については小学校97.6%、中学校95.2%となっております。

また、実施期間、調査基準については記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、報告書の2ページ、3ページをお開きください。

「調査結果の概要」について説明いたします。

まず、【問1】の「(調査月であります)11月の1カ月の間に、本を何冊ぐらい読んだか」の設問につきましては、小学生の平均読書冊数が7.5冊、中学生の平均読書冊数は3.9冊です。

読んだ本の冊数は、小学生は前回調査よりも平均で1冊増えまして、中学生の冊数は前回よりも1.4冊増えております。

次に、小学生の本を1冊も読まなかった割合は11.1%、同じく中学生の割合

は41.9%です。本を1冊も読まなかつた割合は、小学生については前回よりも0.9%増えております。中学生は前回よりも1.9%減っております。これはいい方向の数字になっております。

次に、【問2】の「本を読むのが好きか」の設問については、小学生の「とても好き」、「好き」の割合は80.4%、同じく中学生の割合は、68.8%です。

小学校、中学校とも、「本を読むのが好き」な子どもが、わずかながら減っています。

【問1】と【問2】に対するクロス集計で、本を読むことが好きか嫌いかの別による読書冊数の比較によりますと、小学性は「本を読むのが好き」な児童は本をより読むようになり、「本を読むのが嫌い」な児童は一層読まなくなっているというような傾向が読み取れます。同じように、中学生については、小学生よりも、より強くこの傾向が出ております。

恐れ入りますが、報告書の4、5ページをお開きください。

【問3】の「授業以外で学校図書館を利用したことがあるか」の問い合わせですが、小学生の「毎日利用する」、「時々利用する」の割合は52.2%、中学生の同じの割合は21.3%と、小学生についてはやや上昇していますが、中学生は前回調査よりも減少しております。

以上の結果を、「第2次横須賀市子ども読書活動推進計画の目標値」と比較した表を、4ページの中ほどの3の表で記載してございます。

次に、調査結果の分析として、1、前年度に引き続き今年度も、小中学校全校で調査を実施いたしました。前年度比較におきましては、「平均読書冊数」が小学校、中学校ともに推進計画の目標値を超えており、取り組みの成果があらわれていると考えます。

また、小学生の「不読率」(1冊も本を読まない率)の悪化や、同じく中学生の「不読率」については、多少の改善はありますが、中学生については40%を超えております。

2としまして、小学校では、学校司書が全校配置された結果、「授業以外で学校図書館を活用する」の設問で、「よく利用する」の児童の割合が増加し、学校図書館に人がいることの効果が高いことがわかります。

3、中学校では、「授業以外で学校図書館を利用する」の設問で、「よく利用する」と「利用したことがない」の生徒の割合が増加していることから、前回調査よりも二極化が進んでいると考えられます。学校、生徒の現状を踏まえた取り組みを検討する必要があると考えております。

最後に、この調査結果については、調査実施校への集計結果の提供を行うとともに、市のホームページ及び学校インストラで公表させていただく予定であります。

以上で、「横須賀市の児童・生徒の読書実態調査集計結果」についての報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

#### 報告事項（9）『企画展示「横須賀製鉄所の同窓生」について』

(博物館運営課長)

それでは、企画展示「横須賀製鉄所の同窓生」についてご報告いたします。

今回の企画展示は、昨年度、人文館の2階のリニューアルとともに開催しました横須賀製鉄所創設150周年記念特別展示『すべては製鉄所から始まった—Made In Japanの原点—』を継承する企画展示でございます。

横須賀製鉄所が育んだ「人」と「物」を「横須賀製鉄所の同窓生」として紹介する企画展示となっております。

開催場所・開催期間・内容につきましては、資料の1から3に記載したとおりでございます。

中心的に取り上げたものは、横須賀製鉄所の付属学校「黽舎（こうしゃ）」です。黽舎につきましては、フランスのエコール・ポリテクニックを模範としてつくられた学校でして、その黽舎には、「本科」と「予科」が存在しました。「本科」のほうは全てフランス語で授業するような、非常に高度な知識教育がもたらされました、「予科」につきましては、そこに技術教育の実践が非常に特殊なものでございました。

特に入学当初から5年の卒業時までに、さまざまな演習課題が実践されており、例えば船であるとか、船を設計するためのさまざまな機械、歯車、その類いまで図面をつくっていくという教育が行われまして、そういう演習図面、全部で17点を展示しまして、技術の発達を紹介しております。

また、浦賀ドックの建設工事から創業時の様子を記録した貴重な写真18点を、平成28年12月13日に寄贈を受けました。これにつきましては、なるべく早く展示の機会をつくるべきと考えておりますし、浦賀ドックの建設も黽舎の卒業生等がかかわってございますので、今回、浦賀ドックにつきましても横須賀製鉄所の同窓生として紹介することにいたしました。

なお、チラシの中ほどに記載のとおり、展示解説を3回予定しております。チラシの裏面には、概要と、それから一番下に浦賀ドックの秘蔵写真を掲載しております。

最後に、今回の企画展示は、既に3月11日から開催しております。3月10日

には、神奈川新聞等にも広告されておりますが、開催前に報告ができなかつたことをおわび申しあげます。

以上で博物館からの報告を終わりります。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(理事者への質問なし)

委員長　日程第5については、人事案件のため秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

## 6　閉会及び散会の時刻

平成29年3月24日（金）　午前11時27分

横須賀市教育委員会  
委員長　荒川由美子